

## NEWS LETTER

2019 2月号

発行が遅れておりました2月号を遅ればせながら発行させていただきます。2月11日は、「建国記念の日」です。「建国をしのび、国を愛する心を養う日」として、1966(昭和41)年に定められたようです。

この2月11日という日付は、初代天皇とされる神武天皇の即位日である【旧暦】紀元前660年1月1日にあたり、明治に入って新暦に換算した日付ということです。

掲載内容に関しましてご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問合せ下さい。

〒856-0828 長崎県大村市杭出津三丁目395番地7  
司法書士・土地家屋調査士・行政書士平野旅人総合事務所

代表 平野 旅人

電話0957-46-6133 FAX0957-46-6134

メール:nrn14982@nifty.com

# ●配偶者居住権①

前号でお話させて頂きました相続法改正のなかで、新たに配偶者居住権の制度が創設されます。

配偶者居住権の制度は、2020年4月1日から施行されます。施行日後に開始した相続について適用され、施行日前に開始した相続については、適用されません。この配偶者居住権の制度は、配偶者に居住建物の使用のみを無償で認め、収益権限や処分権限のない権利を創設しました。その結果、遺産分割の際に、配偶者が居住建物の所有権を取得する場合よりも低い価額で居住権(終身・無償の居住権)を確保できるようになります。配偶者居住権の制度は、配偶者居住権と配偶者短期居住権と二つの居住権を規定しております。

まず、配偶者居住権ですが、被相続人の財産に属した建物に配偶者が、相続開始の時に居住していた場合において、相続人間の遺産分割または遺言による贈与(遺贈)、あるいは、裁判所による審判により認められます。

存続期間は、原則、配偶者が亡くなるまで終身の間ですが、遺産分割協議や遺言で一定期間とすることが可能です。

この配偶者居住権が認められるための要件は、次の二つの場合です。

## (1) 遺産分割または遺贈による取得

被相続人の配偶者は、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に居住していた場合において、次のいずれかに該当するときは、その居住建物の全部について無償で使用および収益をする権利(「配偶者居住権」)を取得します。

- ①遺産分割によって配偶者居住権を取得するものとされたとき。
- ②配偶者居住権が遺贈(遺言により無償で贈与されること)の目的とされたとき。

ただし、被相続人が相続開始の時に居住建物を配偶者以外の第三者と共有していた場合は、配偶者居住権は成立しません。例えば、居住建物の所有権が被相続人とその兄弟の共有のような場合が当たります。

## (2) 審判による配偶者居住権の取得

遺産の分割の請求を受けた家庭裁判所は、次に掲げる場合に限り、配偶者が配偶者居住権を取得する旨を定めることができます。

- ①共同相続人間に配偶者が配偶者居住権を取得することについて合意が成立しているとき。
- ②配偶者が家庭裁判所に対して配偶者居住権の取得を希望する旨を申し出た場合において、居住建物の所有者の受ける不利益の程度を考慮してもなお配偶者の生活を維持するために特に必要があると認めるとき。

## ●配偶者居住権②

次に配偶者短期居住権です。

配偶者は、相続開始時に被相続人の建物(居住建物)に無償で住んでいた場合には、遺言や遺産分割で配偶者居住権が認められなくても、

① 配偶者が居住建物の遺産分割に関与する場合は居住建物の帰属が確定した日又は相続開始の時から6カ月を経過する日のいずれか遅い日、② 居住建物が第三者に遺贈された場合や配偶者が相続放棄をした場合には居住建物の所有者から消滅請求を受けてから6カ月を経過する日までの間、居住建物を無償で使用する権利(配偶者短期居住権)を取得します。

この配偶者短期居住権の要件は、配偶者が相続開始時に被相続人の建物に無償で住んでいることで、この要件を満たせば、当然に成立します。しかし、期間が最低6ヶ月であり、短期的な居住権を保護するに過ぎない点が、遺産分割や遺言等が必要な配偶者居住権とは大きく異なります。例えば、被相続人と配偶者が居住していた建物を被相続人が第三者に遺贈した場合に、配偶者は最低6ヶ月の期間はその建物に居住する権利がありますので、その間に、引っ越し等の準備ができることになります。

配偶者短期居住権と配偶者居住権とを簡単に比較しますと、次のようになります。

### 1 成立要件

配偶者短期居住権・・・配偶者が相続開始時に被相続人の建物に無償で居住(⇒当然に成立)

配偶者居住権・・・①配偶者が相続開始時に被相続人の建物に無償で居住 ②遺産分割・遺贈・審判により取得

### 2 存続期間

配偶者短期居住権・・・①遺産分割確定まで(ただし、最低6カ月間は保障) ② 居住建物が第三者に遺贈された場合や配偶者が相続放棄をした場合には居住建物の所有者から消滅請求を受けてから6カ月

配偶者居住権・・・・・・配偶者の終身の間。ただし、遺産分割協議、遺言、家庭裁判所の遺産分割の審判で期間を定められる。

### 3 登記制度

配偶者短期居住権・・・・登記制度なし

配偶者居住権・・・・・・登記制度あり。

その他、使用上の義務等に違いがあります。



# ●遺留分侵害額請求権

遺留分とは、一定の範囲の法定相続人に認められる、最低限の遺産取得分のことです。

例えば、被相続人である父が死亡し、相続人が長男、次男の二人だけの場合、長男にすべての財産を相続させる遺言があったとしても、次男は、遺留分(この場合は4分の1)の権利を主張できるというものです。この遺留分を主張する権利を旧法では遺留分減殺請求権といい、相続法改正により、改正法では遺留分侵害額請求権とされました。

旧法の遺留分減殺請求では、遺留分権利者は、現物での返還を求めることとなりますが、改正法の遺留分侵害額請求権は、旧法の遺留分減殺請求権と同様に形成権であることを前提としつつ、遺留分減殺請求権から生ずる権利を「遺留分侵害額請求権」として金銭債権化することとしました。

この改正により、遺留分減殺請求権の行使により共有関係が当然に生ずることが回避されるとともに、遺贈や贈与の目的財産を受遺者等に与えたいという遺言者の意思を尊重することができることとなります。

この遺留分の基礎となる財産についてですが、相続時に存在する財産だけでなく、「贈与は、相続開始前の1年間にしたものに限り、前条の規定によりその価額を算入する。」と規定されていました。

しかし、最高裁平成10年3月24日判決では、相続人に対する贈与は相続開始よりも相当以前にされたものであって、その後の時の経過に伴う社会経済事情や相続人など関係人の個人的事情の変化を考慮するとき、減殺請求を認めることが相続人に酷であるなどの特段の事情のない限り遺留分減殺の対象となるとしました。

このため、相続人に対する贈与につき何十年も前の贈与が問題とされてきました。しかし、この点、改正法は、相続人に対する贈与で遺留分の算定の基礎とされるものは、相続開始前の10年前とし、かつ、婚姻もしくは養子縁組のため又は生計の資本として受けた贈与の価額に限るとされました。これにより、相続開始の何十年も前に行われた贈与等につき、遺留分算定の財産に含めることが難しくなり、遺留分算定の基礎となる財産の価額を決める合意形成が図りやすくなると思われます。



## ● コラム?...

今月は、4回のセミナー講師の依頼を頂きました。  
非常にありがたいのですが、その資料作成に追われてしまい、  
ニュースレターの作成を失念しておりました。  
2月号なのに、2月末に発行となり、申し訳ありません。

今月号は、頁数も少なくなりましたが、来月号は、3月中旬に発行したいと  
思いますので、どうぞよろしくお願ひします。



新年もう2カ月が過ぎました！

早いですね——

ご不明な点は、お気軽にお尋ね下さい。



# ● 事務所紹介

## 事務所の概要

当事務所は、平成18年開業、長崎県大村市に位置し、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、マンション管理士として、お客様からの幅広い相談に対応しております。地域に根ざし、迅速なサービスを心がけています。

〔平野旅人総合事務所〕

(司法書士、土地家屋調査士、行政書士、マンション管理士、海事代理士)

住所:長崎県大村市杭出津3丁目395-7

TEL:0957-46-6133 FAX:0957-46-6134

フリーダイヤル:0120-786-712 メール:nrn14982@nifty.com

## 主な取扱業務

- ①不動産の売買による所有権移転登記
- ②不動産への住宅ローン等の担保権設定登記
- ③不動産の贈与、その他の原因による所有権移転登記
- ④住宅ローン完済による担保権抹消登記
- ⑤建物新築時の建物表題登記
- ⑥建物の増築、物置等の建築による建物表題変更登記
- ⑦建物の取壊しによる建物滅失登記
- ⑧地目の変更、合筆登記
- ⑧不動産売買契約書、賃貸借契約書等の各種契約書作成
- ⑩農地法の許可申請(農地以外への転用申請に必要な設計図面作成は含みません)
- ⑪太陽光発電設備設置等に伴う動産譲渡登記、債権譲渡登記
- ⑫相続手続に必要な戸籍等の収集、遺産分割協議書等の作成
- ⑬相続による不動産の名義変更、預貯金等の名義変更
- ⑭遺言書の作成サポート
- ⑮相続放棄手続に必要な書類作成、書類取得
- ⑯会社、法人の設立、役員変更、本店移転、増資等による変更
- ⑰離婚調停、訴状等の裁判所関係書類作成、簡易裁判所における訴訟代理
- ⑱成年後見、任意後見等の書類作成、後見人等への就任

